

平成 24 年第 3 回定例会 環境農政常任委員会にて質疑をいたしました。

小野寺

私は、まず、県有施設の緑地率確保に関する実施要綱について、何点かお尋ねしたいと思います。

県が施設を整備する際には、植樹等によって相応の緑化が求められているものと承知しておりますが、その際、根拠となる法令あるいは条例等はどのようなものがあるのか、まず御説明いただきたいと思います。

自然環境保全課長

施設を設置する地域や施設の規模、種類によりまして、様々な法令が適用となる可能性がありますけれども、通例は、県有施設の新設、増改築、建て替えにおきまして、県有施設の緑地率確保に関する実施要綱を適用して、追加工事等を行っております。

なお、横浜市においては、都市計画による緑化地域を定めているほか、都市によつては、条例等で緑地確保の義務を課している例もございます。

小野寺

地域によって様々違う部分もあるということでありましたが、例えば、私の地元の横浜市であれば、緑の環境をつくり育てる条例というのもあると聞いています。都市緑化法に基づいて、地域で決めることもある。あと神奈川県でも、今、独自に要綱をつくっている。市や県のそれぞれが求める緑化の水準でありますとか、また、その基準のつくり方、考え方方に違いがあると思うんですが、その辺りの御説明もお願いをいたします。

自然環境保全課長

まず、県有施設の緑地率確保に関する実施要綱では、県有施設は原則として緑地率を 25%以上としておりますが、建て替えや増改築の場合及び共同住宅につきましては市街化区域で 15%以上、市街化調整区域等で 20%以上という緩和措置がございます。これに対しまして、横浜市では、都市緑地法に基づき、住居系の用途地域において 10%以上の緑地率が求められています。また、横浜市緑の環境をつくり育てる条例では、用途地域の種類、敷地面積、建築地の区分によって、5%から 10%以上の緑化率が求められることになります。

なお、今申し上げた横浜市の緑化率と県の緑地率の違いでございますけれども、横浜市の緑化率は、単純に敷地面積に占める緑地面積の割合であるのに対しまして、県の緑地率は、緑地の種類によって評価を変える指標でございまして、県の要綱では、例えば、芝等で覆われた土地の場合は、緑地の面積を 50%や 20%に換算するといったような考え方で、緑地率を換算しております。

小野寺

今、単純に数字を聞いていますと、県の基準というのが数字的には厳しいなという印象を受けました。県が、横浜市などと比べて高い水準を求めている理由を教えてください。

自然環境保全課長

本県では、民間の開発事業につきましては、みどりの協定を締結してございます。一方、県有施設の場合につきましては、地方公共団体が率先して緑化活動に取り組む責務があるということから、増改築、建て替え等の例外を除きまして、原則 25%以上としておりまして、みどりの協定よりも若干厳しい基準を定めております。

横浜市の 10%等の数字を見ますと、県の方が厳しいように見えますが、市の公共施設につきましては、県と同様に、民間の場合よりも高い緑化率を定めております。

小野寺

県の数字が厳しく見えるのは、県の公共施設を対象としたものだからということだと思いますが、先ほど御説明のあった緑地率と緑化率なんですけれども、これは具体的にどのように求めるものが違うのか、もうちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。

自然環境保全課長

横浜市の緑化率につきましては、正に、緑が覆う部分の全てが緑地としてカウントされるという単純なものでございますけれども、県の緑地率につきましては、先ほど申し上げましたように、芝生につきましては市街化区域は 50%換算、市街化調整区域等では 20%換算、また市街化区域に限っておりますけれども、ソーラーパネルについては 50%換算、また屋上緑化、壁面緑化等につきましてもそれぞれ換算して、緑地率に算定することになっております。

小野寺

要は、緑化率というのは、緑があれば、何か植えてあれば算入できるけれども、緑地率というのは、その植えてあるものの種類によって評価を変えるということですね。だから、緑地率の方が、当然厳しいものを求めていくことになると思うんですが、以前は、神奈川県の県有施設の緑地率確保に関する実施要綱においても、緑地率ではなくて緑化率だったよう記憶をしているんですが、これまで何度か改正が行われているわけですね。その内容についても教えてください。

自然環境保全課長

県の要綱は平成 7 年度に施行しました。当時は、敷地面積に対する樹木や芝地など、緑地で覆う面積の割合ということで、緑比率と言っていましたけれども、30%以上の緑比率ということでやっておりました。その後、平成 16 年度の改正がございまして、緑地の量の確保に加えまして、緑地の質の確保を図るために、緑地の面積の算定に際し、緑地の種類によって評価を変える緑地率という指標を採用し

て、芝生を 20%換算するという変更を行いました。また、あわせて、緑地率を原則 25%以上としまして、共同住宅は例外として建て替えで 20%以上というふうに換算したところでございます。

最近の改正では、平成 23 年度の改正でございますけれども、原則として 25%以上というのは変えませんけれども、市街化区域と市街化調整区域等の間に差を設けて、市街化区域では増改築等の場合と共同住宅につきまして緑地率を 15%以上に引き下げるとともに、太陽光発電パネルと、屋上及び壁面緑化なども緑地としていくことや、芝生の換算を 50%に引き上げるなどの緩和措置なども講じております。

小野寺

緑化率、緑比率、緑地率と、いろいろうまく分かれていて、私もさっき間違えて、本来であれば緑比率と言わなければいけないのかな、その辺りは、それぞれ考え方方に違いがあるということが分かりました。

今、課長の御説明の中で、共同住宅に関しては、他の県有施設と違う基準を設けている、若干緩和しているということだったんですが、その理由について教えてください。

自然環境保全課長

県営住宅については、一般の県有施設と比べて緩和しているわけでございますが、近年、共同住宅につきましては、緑地以外にも駐車場の設置や、またバリアフリーなどの施設を確保する社会的要請が高まりまして、その分、共同住宅については緑地の確保が困難になっているという背景がございますので、基準を緩和したということでございます。

小野寺

緑化を進めるということ、緑を増やすということに対して、異を唱える人は余りいないと思うんです。例えば、これは環境農政局の幹部の皆様に申し上げるのは釈迦に説法で恐縮なんですが、人の手で植えた樹木は、ずっと手入れをし続けなければならないものであって、これは当たり前のことであります。一般の県有施設と異なるところは、県営住宅というのは、基本的には住民の方々がその手入れをするわけで、ずっと自分たちでしなければいけないということがございますね。

今、様々な県営住宅のバリアフリーだとか駐車場を備えなければいけないとか、そういうことを加味して条件を緩和したことですけれども、今、県が共同住宅、すなわち県営住宅に課している基準は、そういうことも考えて、これぐらいであれば住民の皆様が維持管理できるだろうと考えた上での数字と理解してよろしいですか。

自然環境保全課長

平成 23 年度の改正によって、芝生の換算を 50%に引き上げて緩和したので、かなりの効果が上がったと考えております。

小野寺

公営住宅は御存じのよう、今、高齢化が大変進んでいて、草むしりもままならないという状況であると承知をしています。そこで、先ほどから横浜市の話が出ていますが、横浜市も共同住宅、いわゆる横浜市で言えば市営住宅なのですが、そこについても県の住宅と同じような基準をつくっているのでしょうか。そのことは承知していますか。

自然環境保全課長

横浜市の方では、緑の環境をつくり育てる条例の中で、市の公共建築物について別に定めておりまして、先ほど申し上げたように、民間の場合よりも基準が厳しくなってございます。

小野寺

それは、市営住宅も含めてということで理解してよろしいですか。

自然環境保全課長

そのとおりでございます。

小野寺

今、横浜市に、ある建て替え中の県営住宅がありまして、割と市街地の中にある住宅であります。これは古い住宅でありますし、もともと駐車場はありませんでした。そこに駐車場の設置ができるのかという住民の希望もありまして、昨年度、私が建設常任委員会に所属しておりましたときも質疑をさせていただいたんですけれども、横浜市は大変厳しい条件がありまして、2戸に1台分の駐車場を整備しなければいけないということがあります。働き盛りの若い人たちが居住するようなマンションであればそのぐらい必要なかもしれません、現実には、割と交通の便が良いところにある県営住宅の駐車場を見ると、多いところでは半分以上が空いていることもあります。何とか横浜市と交渉ができないのかというお話をさせていただきましたが、横浜市もなかなか頑迷なところがありまして、それは駄目だということで、今回の、その県営住宅の建て替えにおいても相応の駐車場を整備しなければなりません。もともと敷地に余裕のない住宅でありますから、そこに駐車場も造らなければいけないということになって、かなりきつきつの敷地の中で、県の要綱に従って植樹をするということになりました。

県土整備局としては、その住民に対しては、県の基準が大変厳しいのでたくさん植えなければいけないんですよと言つて、また近隣の住民の中には、3階建てだったものが6階建てになるものですから反対をする人たちもいるので、その人たちには、目一杯木を植えますから何とか認めてくださいというような言い方をしているということです。どうも県の基準をそういうふうに使つている節がありました。

当然、その限られた敷地の中に、県の要綱に合わせるように木を植えていくと、これはまあ密林状態といいますか、さすがに設計を担当する住宅営繕事務所の方も、ちょっと多いなというような感想を言っておりました。

この例のように、厳しい基準を設けて、あとは住宅の所管部局の方で何とか考

えてくださいというものは、私は駄目だと思っているんです。やっぱり、それなりの緑化を求めるわけですから、その後のメンテナンスのことまでちゃんと念頭に置いて、できることをちゃんとやっていかないといけないんだと思うわけです。そういう現実に則した、要綱の弾力的な運用というのはできないものなんでしょうか、御見解をお聞かせください。

自然環境保全課長

県営住宅につきましては高齢化等が進みまして、そういう維持管理が非常に問題になっているというお話は伺っております。一方、県といたしましては、緑地の減少が著しい場所において、大規模施設における緑地の確保によって良好な自然環境を維持、回復し、また都市環境の形成を図っていくということでございまして、市でもそういうことでございます。

環境農政局といたしましては、これまでも、県営住宅の建て替えで植栽計画を立てる際に、県土整備局と綿密な調整を行ってまいりましたけれども、維持管理が難しいということを踏まえまして、今後は、高齢者の住民でも手入れのしやすいような木の種類などを採用して、メンテナンスがしやすい形に持って行くという、そういう助言、提案を行っていきたいと考えています。

小野寺

分かりました。私は、緑を増やすことに異を唱えているわけでは決してありません。ただ、メンテナンスがしっかり行われなければ、これは地域にとっても、その団地の住民の皆さんにとっても不幸なことになりますから、その辺りは、皆さんのが今力を入れていらっしゃるクロス・ファンクションを最大限に生かしていくだけで、県土整備局との調整をしっかりと行っていただきたいと要望をさせていただきます。

次は、第2次神奈川県食育推進計画について、何点かお尋ねをしたいと思います。おとといの常任委員会でも、この推進計画について質疑がございました。

まず、環境農政局として何ができるかということ、何をしなければいけないか、何を担うべきかということが、やっぱりこの場では大事な議論だと思っています。これまでの第1次計画が最終年度を迎えたということがありますが、これまで環境農政局として食育に果たしてきた役割と成果、それと来年度から新たに始まる第2次計画においてどういう役割を果たしていくのか、また期待される効果はどういったものか、これらのことに対して簡潔にお答えをいただければと思います。

かながわ農林水産ブランド戦略課長

食育ですが、今委員がおっしゃられましたように大変幅広いものでございまして、特に、この環境農政局の役割といたしましては、食べ物を生産する部分へ県民の理解を深め、関心を高めていただくことにあると考えております。

具体的な取組といたしましては、これまでの5箇年計画の中では、地産地消を推進するために学校給食における県産農水産物の活用を支援するとともに、大型直売センターの整備の支援を行ってまいりました。また、生産者と消費者の交流を促進するために、家畜に親しみ、楽しみながら畜産のことを知っていただくた

めのイベントなどを開催してきております。

成果といたしましては、農林水産業の作業体験をしたことがある県民の割合、それから大型直売施設における購買者数などは目標を達成しまして、これまでの取組によりまして地産地消が着実に浸透し、食と農に対する理解が深まってきていると考えております。

次に、第2次計画における役割でございますけれども、生産者と消費者の距離を近づけ、食糧生産に対する県民の理解と関心を深めていくことにあると考えております。

具体的な取組といたしましては、かながわブランドの登録品を中心といたしました県内農林水産物の普及啓発を図ってまいります。また、地元で取れる新鮮な地魚を、取れた場所に近い地元スーパーに積極的に取り扱っていただくためのマッチング事業を実施してまいります。

その効果といたしましては、県民の皆様に地元で取れる新鮮な農水産物を知つていただき、また選んでいただくことによりまして、生産者と消費者との顔を見る関係を構築し、食を生み出す場としての農林水産業に関する理解を高め、食に対する感謝の念が深まるなどを期待しております。

小野寺

今、様々、御説明いただきましたけれども、環境農政局としては、もちろん環境の部分でやるべきことがあると思います。本当に、日本は食品ロスが大変多い国になってしまっておりますから、そういう環境面での取組が必要であると思います。

ただ、もう一つ、農政の部分で、生産者を含めた事業者の方々に食育推進の担い手になっていただくというのかな、そういう方々との連携が必要であると思うんですけども、この事業者との協働連携についてはどのように考えていらっしゃいますか。

就農参入支援課長

生産者の方と連携した取組事例ということで、幾つか事例を御紹介させていただきたいと思います。

県の農業経営士協会という組織がございまして、これは生産者の中でも特に優れた経営を実践されている皆さんで組織されている会でございますが、食農教育という活動を積極的に実践をしていただいております。その一例でございますが、子供たちを対象にして、水田を活用した田植えや稻刈りなどの農業体験がありまして、収穫後はそれを餅にして食べるという、食の体験までを通じて、食への理解を広める取組などを進めていただいているとあります。このような様々な取組が、県内各地域で、その経営士協会を通じて行われているという状況でございます。

また、農家や農村地域で受け継がれている食品加工などの生活技術を伝承する皆さんを、県では、ふるさとの生活技術指導士として認定をさせていただいています。その活動の中で、例えば中学生への豆腐作り教室を開催するとか、生活、文化の継承活動を通じて、食育の推進を図っていただいているという事例等がご

ざいます。

かながわ農林水産ブランド戦略課長

本県では、全国でも早くから、食生活改善推進団体が食育に関わる活動をしております。また、県内の生産、加工、流通及び販売業者が連携しまして、平成19年に神奈川・食育を進める会というものが設立されてまして、こちらに加盟しているスーパーの従業員による食育キャッチコピーコンクールが行われております。こういうキャッチコピーを活用することで、小売各社の従業員の食育への関心が高まるように働き掛けられまして、売場を通じた食育活動が行われるなどされております。

小野寺

生産、流通を含めて、食育に関わっていただいているというお話をうかがっています。私も、ある有名なフランス料理のシェフが、ここ10年来、食育に大変力を入れて活動をしているという事例を存じ上げているんですが、生産者にどのように食育に関わってもらえるかというのが、大変大きなテーマだと、そのスタッフは言っておりました。

その一つの方法といいますか、生産者が積極的に関わるための方法として、いわゆる料理人、シェフの人たちというのは、その素材の価値というものを非常によく分かっている。その料理人の方々が大事にしている生産者と連携をするわけです。そのシェフが、そのまちの中で、まずは食育のコーディネーターというかインストラクターになって、子供たちや地域の皆さんに食の大切さをいろいろアピールをして、料理教室なんかも開いているんです。そのときに、自分が非常に評価をし、契約をしている生産者のところに、皆を連れて行くんだそうです。土づくりとか収穫の様子など、実際にその地域住民又は子供たちに見てもらって、農業の大切さ、作物を作るということの意義みたいなのを理解をしてもらうんです。そうすると生産者も、プライドというんでしようが、自負も非常に強くなってきて、積極的に食育に関わるようになってくる。

世田谷区の事例で、私も聞いて知ったんですけども、世田谷ではシェフズクラブというのをつくって活動をしているそうです。これは、別にフランス料理に限らず、日本料理の料理人の方々も入っているんですが、最初は、ある有名なシェフの方がお手紙を送ったりして、協力してもらえないかということで募ったそうなんです。それで、協力をしましようという料理人の方々、レストランだとか料理屋さんだとか、そういうところの方々が協力をして、子供たちに本物の味を教えることに対して何か力になりたいということで協力をしてくれて、その方が、その子供たちや地域住民を生産者とつなげる役割を果たしているということでございます。

そういう、素材の価値だとか、本当においしいものを分かっている人たちが間に立って、コーディネーター的な役割を果たしてくれるというのは、食育活動にとっても大変有意義だと思うんです。それで、神奈川県の中でも、そういう取組だとか試みだとかは聞いたことがありますか。

農業振興課長

神奈川県におきます生産者と教育者、それから今委員がおっしゃいましたシェフなどの作る方の交流というのは、まだ始まったばかりでございますが、例えば、藤沢市でござりますと、今年から地産地消講座というもの、それから食育講座というものを設定をしてございまして、そこでこの夏に、地元のさがみ地粉の会という、農家7人での組織ですが、遊休農地を使った小麦生産とか大豆生産をしている農家の方々が子供たちを集めて、小麦とか大豆の栽培の指導などを実際にやって、出来上がった大豆あるいは小麦を使って地粉パンとか地粉うどん、あるいは大豆御飯等を作って、これらを学校給食に提供しているというような取組がございます。

小野寺

食育というのは、そういった様々な、大変幅広い取組が必要だと思いますので、是非、民間でそうやって頑張っていらっしゃる方々をしっかりと味方につけて、神奈川県の食育を進めていただくように要望いたしまして、この質問は終わります。

もう一つ、来年の春のスギ花粉、これはどのようになるんでしょうか。報道によつては大変多くなるというお話もあるんですが、これについて、林業関係の方でつかんでいる情報等がございましたら、教えていただければと思います。

森林再生課長

スギの花粉の予測につきましては、前年の7月、8月の夏場の気象と因果関係が強くありますと、おおむね11月頃になりますと、スギの木にどの程度雄花が付いているかというのが分かります。これは、周りの緑色の葉っぱに比べて、花粉が付くと雄花の部分が茶色っぽくなりますので、目視で観測できるようございます。

これを基に、自然環境保全センターの方で雄花の着花量の調査というのを平成9年から行っております。つい先日、12月18日に自然環境保全センターの方で記者発表をさせていただきましたが、今年の調査によりますと、来年、平成25年の春の花粉の量は、多いという環境調査結果がまとまっております。今年の春は少なかったものですから、それに比べると大変多いと、また、例年に比べても多くなると予測がされております。

小野寺

私も40年来の花粉症患者なもので、県に何か対策をお願いしても難しい話だと思いますけれども、今は花粉の出ないスギの開発なども進んでいると聞いていますので、できることに対して、取り組みいただきたいと思います。